

一般社団法人日本循環器看護学会
平成 28 年度第 1 回理事会議事録

- 1 日 時 2016 年 10 月 21 日（金）16 時 30 分から 18 時 00 分まで
- 2 場 所 TKP ガーデンシティ仙台 30 階 カンファレンス C
仙台市台青葉区中央 1-3-1
- 3 出席者 宮脇郁子（理事長）
三浦稚郁子（副理事長）
池亀俊美、伊藤文代、宇都宮明美、遠藤美代子、岡田彩子、齊藤奈緒、田村綾子、
長家智子、西田和美、前田靖子、眞茅みゆき、眞嶋朋子、山内英樹（以上理事）
深谷智恵子、山田佐登美（以上監事）
以上理事 16 名中 15 名出席（定足数 8 名）

- 4 欠席者 森本朱実（理事）

- 5 会議の目的事項並びに議事の経過の要領及び結果

以上のとおり、定款第 28 条の定める定足数を満たす理事の出席があり、本理事会が成立したので、定刻、宮脇理事長は議長席に着き、開会を宣し、議事に入った。

第 1 号議案 平成 27 年度会計・監査報告の件

眞茅総務委員長より、資料をもとに、標記議案についての説明があり、続いて深谷監事及び山田監事より監査結果についての報告がなされた後、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

第 2 号議案 平成 27 年度理事会・臨時書面理事会議事録（案）に関する件

議長より、平成 27 年度理事会議事録（案）及び臨時書面理事会議事録（案）が示され、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく原案どおり承認された。

第 3 号議案 新規入会・退会者の承認の件

眞茅総務委員長より、新規入会者・退会者の一覧が示され、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

また、会員・会費状況が示され、会員数が 10 月 20 日時点で個人会員 1,516 名、賛助会員 1 件であり、会員数は昨年度より 62 名増加していることが報告された。

第 4 号議案 定款の変更に関する件

議長より、以下の定款改正案が示され、その説明がなされた後、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく原案どおり承認された。

- 1 定款第 2 条を次のとおり変更すること

（事務所）

第 2 条 本会は主たる事務所を東京都文京区に置く。

- 2 定款第 42 条を次のとおり変更すること

(学術集会長の任期)

第 42 条 学術集会長の任期は委嘱した日から当該学術集会が終結されるまでとする。

3 定款第 43 条 3 項を次のとおり変更すること

(学術集会長の職務)

第 43 条

3 学術集会会長は、理事会に出席し学術集会の進捗状況を報告しなければならない。

また、議長より以下の 2 点が報告された。

1) 理事任期満了後の監事就任について

理事を 2 期務めた後、続けて監事に就任できないよう定款を変更すべきか、との検討事項については、人材が不足している現状を鑑み、今回の改正は見送ることとなった。

2) 指名理事について

次期役員体制はすでに理事の選出上限である 16 名の理事が選出されているため、新たに指名理事を選出することができない。次々期役員体制で指名理事を選出するために、理事・及び監事の選出に関する実施細則における理事選出数を数名減少するよう改正しておくかについて、次期体制での検討事項としてほしい、との申し送りがなされた。

第 5 号議案 専任査読委員委嘱の承認の件

眞鳴学会誌編集委員長より、新たな専任査読委員候補者一覧が示され、その委員の委嘱について、議場に承認が求められたところ、全員異議なく承認された。なお、会員資格を確認し、会員資格の無い者へは委嘱しないことが確認された。

第 6 号議案 教育セミナーの参加申し込みに関する件

岡田学術委員長より、学会支援機構の参加登録システムを利用して教育セミナーの参加登録を受け付けることが提案され、議場にその承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

また、参加費受付に関して、クレジットカード決済を利用した場合、決済手数料を参加者負担とすることがシステム上困難なため、全て銀行振込による参加費受付とすることが確認された。

さらに、会員と非会員では参加費が異なるため、参加登録をどのように区分するかについて議場に意見が求められたところ、討議がなされ、以下の 2 つの方法から選ぶことが確認された。

・登録ボタンを、会員番号を入力しなければ登録できない会員用と、会員番号の入力不要で登録できる非会員用の 2 つ設置し、登録後の参加費に差異を設ける。

→会員番号を常に会員が管理・保存していなければならないため不便である、との意見があった。

・登録ボタンは会員番号入力不要のものを 1 つ設置し、会員番号を記入するよう設問項目にて促す。会員と非会員の参加費の差異については説明欄に記載する。

→記入した会員番号が正しいかどうかを確認する必要がある、また、会員でない参加者が誤って会員金額にて参加費を振り込む恐れがある、との意見があった。

第 7 号議案 平成 28 年度定時社員総会・会員総会に関する件

議長より、標記事項について説明がなされ、進行の確認がなされた。

第 8 号議案 第 15 回学術集會長の選出の件

議長より、資料をもとに、標記議案について説明があり、大阪府立大学大学院の旗持知恵子先生が推薦され、その選任について議場に承認が求められたところ、全員異議なく承認された。

また、地域によって会場費が変動するため、参加費も変動する可能性が言及された。

(報告事項)

1. ホームページリニューアルについて

池亀広報委員長より、本会ホームページがリニューアルされたことが報告された。

2. 政策・診療報酬委員会報告

山内政策・診療報酬委員長より、資料をもとに、標記報告事項について説明がなされた。

- ・診療報酬あり方検討委員会・介護報酬あり方検討委員会合同委員会での意見交換について

看保連より、本会の要望「慢性心不全ケアチーム加算（再入院予防）」に対して、厚生労働省へ説明する上で、以下の具体的内容について学会にて検討してほしい、との意見があった。

- ・「心不全」は診断名ではないため、その対象について。
- ・チームに求められる成果、必要とされる職種等、地域包括ケアシステム構築への道程について。

また、議場より、学会としてモデル事業を立ち上げてはどうか、および、すで実施している地域からデータを収集してはどうか、との意見があり、委員会にて各地のデータを収集することとなった。

以上について、今後の検討事項として新体制の委員会へ引き継ぐことが報告された。

3. 第 13 回学術集會準備状況報告

瀬戸学術集會会長より、標記報告事項について説明がなされた。

テーマは「循環器看護の専門性の追求 ―臨床の力で全人的なケアを―」。会員 160 名、非会員 269 名の事前参加登録があり、当日参加を含めて 1,000 名の参加を見込んでいる。また、事務局変更により年会費納入通知が遅れたため、今回の学術集會発表は会員資格の有無を問わずに発表可能とする緊急措置を講じた。その他、演題数、企画等について報告がなされた。

4. 第 14 回学術集會準備状況報告

田村次期学術集會会長より、資料をもとに、標記報告事項について、説明がなされた。

1) 学術集會運営業者について

業務請負業者 3 社（日本コンベンションサービス株式会社、東武トップツアーズ株式会社徳島支店、株式会社 JTB 中国四国）に見積を依頼し、比較検討したところ、見積額に大きな差はなかったが、第 13 回学術集會実施経験を考慮し、株式会社 JTB 中国四国に依頼することが報告された。

2) 収支予算（案）について

- ・参加者見込数 1,000 名として算出。
- ・収入予定 1,500 万円程度、支出予定 1,500 万円程度を見込んでいる。

3) 開催概要について

- ・テーマ：循環器看護の実践～連携しよう 創造しよう 挑戦しよう～
- ・会期：平成 29 年 9 月 9 日（土）～10 日（日）
- ・会場：あわぎんホール（徳島郷土文化会館）（徳島市藍場町 2 丁目 14）

5. 臓器移植関連学会協議会に関する報告

遠藤理事より、標記報告事項について説明がなされた。

6. 厚労省「脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る診療提供体制の在り方に関する検討会」について
三浦副理事長（心血管担当）及び田村理事（脳血管担当）より、標記報告事項について説明がなされた。

7. 厚労省「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」について
山田監事より、標記報告事項について説明がなされた。

（連絡事項）

1. 学術集会期間中の会議室（仙台国際センター3 階小会議室 6）の利用について
議長より、標記連絡事項について説明がなされた。

2. 事務局の移行状況及び今後の体制について

標記事項に関して、討議がなされ、以下の方向性が確認された。

1) 学会誌 Vol.12-1 発送の遅れに関して

会員データの移管に時間がかかり発送が遅れたことが事務局より報告された。

学会誌が発送されたことを HP にて通知することが確認された。

2) 今後の経費支払に関して

各委員会活動で生じた費用は、銀行振込等の方法にて事務局から直接対象業者へ支払うこととする。

もし、立替払いが生じた場合は、領収書（宛名「一般社団法人日本循環器看護学会」）を、事務局へ送付し、事務局から立替払い者へ費用を支払うこととする（まずは領収書スキャンデータのメール添付による送付のみとしておき、領収書原本は会期終了までにまとめて手渡しまたは送付でも構わない）。

3) 年会費振込に係る手数料の支払人負担について

昨年までは手数料が支払人負担ではなく、学会負担となっていたため、今後は支払人負担となる旨を記載しておく等の対応を検討することとなった。

以上